

UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）

農林水産省
食料産業局

UPOV条約（UPOV: Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales）

- 新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間などの基本的原則を規定
- 加盟国はこの原則に従って育成者権を保護する法制度、体制を整備
- 1968年に発効。締約国は全世界で75カ国・地域（EU、OAPIを含む）

	91年条約(新条約) 加盟国・地域:57	78年条約(旧条約) 加盟国:18
保護対象植物	全植物 (締結後10年間の猶予)	24種類以上
育成者権の及ぶ範囲	種苗、収穫物、特定の加工品	種苗のみ
育成者権の存続期間	登録から20年以上 (永年性植物は25年以上)	登録から15年以上 (永年性植物は18年以上)
東アジア各国の加盟国(加盟年)	日本(1998年) ← 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	日本(1982年) 中国(1999年)



UPOV加盟国(75カ国・地域)

【参考】

WTO加盟国：164カ国・地域

WIPO（世界知的所有権機関）
加盟国：191カ国・地域

(2018年2月現在)

※ OAPI（アフリカ知的財産機関）
アフリカ17か国からなる、知的財産に関する
国際機関（本部：カメルーン）。2014年
7月にUPOVに加盟。

※ 1 UPOV条約には新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる。

※ 2 加盟国数は、2017年11月現在。